

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成30年2月26日
【会社名】	トランコム株式会社
【英訳名】	TRANCOM CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 恒川 穰
【本店の所在の場所】	名古屋市東区葵一丁目19番30号
【電話番号】	(052) 939 - 2011 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務・法務担当 川村 晋一
【最寄りの連絡場所】	名古屋市東区葵一丁目19番30号
【電話番号】	(052) 939 - 2011 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務・法務担当 川村 晋一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 45,240,000円 (注) 本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年2月26日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	6,500株	45,240,000	
一般募集			
計（総発行株式）	6,500株	45,240,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
6,960		100株	平成30年3月16日（金）		平成30年3月16日（金）

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
トランコム株式会社 財務経理グループ	愛知県名古屋市東区葵一丁目19番30号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 名古屋駅前支店	愛知県名古屋市中村区名駅1-1-3 JRゲートタワー28階

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
45,240,000		45,240,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金については、全額を払込期日以降の諸費用支払い等の運転資金として充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理については、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
本店の所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 森脇 朗
資本金	50,000百万円
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54% 第一生命保険株式会社 16% 朝日生命保険相互会社 10%

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	みずほ信託銀行株式会社の再信託受託先としての株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）取引。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成30年2月26日現在のものです。

株式給付信託（J-ESOP）の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする信託契約を締結することによって設定されている信託口であります。また、本信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。

(1)概要

「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、株式給付規程に基づきポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことが期待されます。

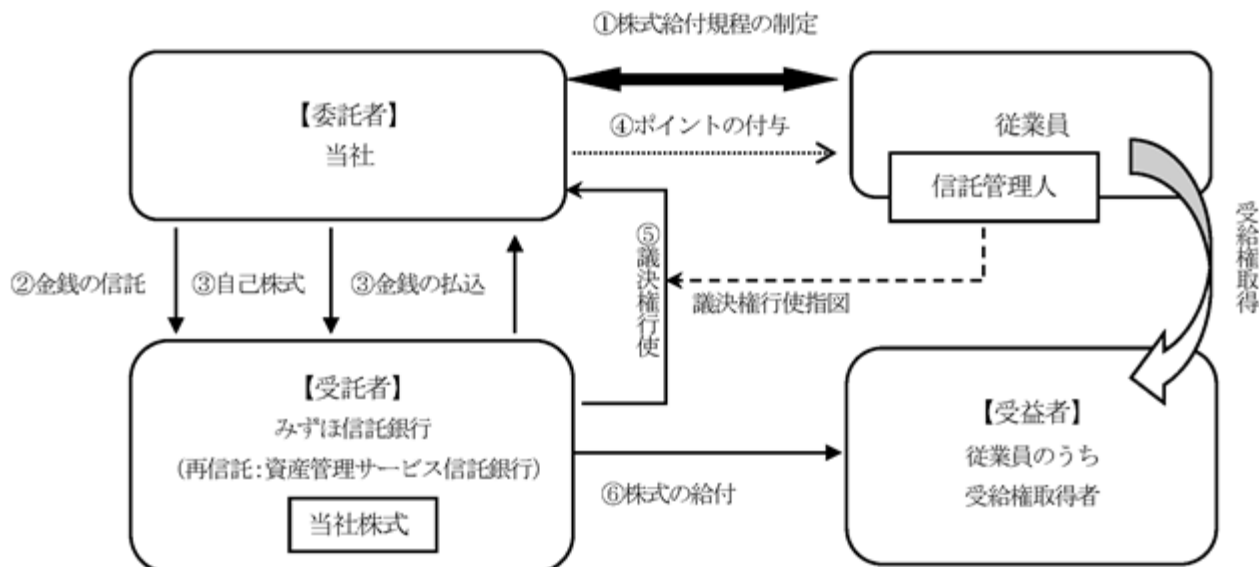
当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行株式会社(再信託先:資産管理サービス信託銀行株式会社)(以下「信託銀行」といいます。)に金銭を信託(他益信託)します。信託銀行は、「株式給付規程」に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、信託銀行はかかる指図に従って、議決権行使を行います。信託管理人は、信託銀行に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人には当社従業員が就任しており、受益者が存在するに至った場合、当該信託管理人は受益者代理人となります。(受益者代理人となった以後の議決権行使の指図は受益者代理人が行うこととなります。以下、信託管理人の記載において同じ。)

(2) 受益者の範囲

「株式給付規程」の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

< 株式給付信託（J-ESOP）の概要 >



当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定しております。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。

信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に対し、「ポイント」を付与します。

信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。

従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

c 割当予定先の選定理由

当社では、本制度を継続しており、交付すべき株式数の増加が見込まれることから、主としてその取得資金を本信託に確保するために、金銭を追加拠出することといたしました。本制度は、「b 提出者と割当予定先との間の関係 株式給付信託（J-ESOP）の内容（1）概要」に記載しましたとおり、業績や株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様と価値共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的としております。

当社では、金庫株の有効活用として、本制度での活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

なお、本制度においては、「株式給付信託（J-ESOP）の内容（1）概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結しておりますので、信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社（再受託先：資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口））を当社が割当予定先として選定したものです。

d 割り当てようとする株式の数

6,500株

e 株券等の保有方針

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、本信託契約に基づき、信託期間内において「株式給付規程」に基づき当社株式等の信託財産を受託者に給付するために保有するものであります。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）に金銭を信託（他益信託）します。

当社からの追加信託金をもって、払込みに要する資金に相当する金銭が割当日において信託財産内に存在する予定である旨、追加信託日に締結する予定の株式給付信託の追加信託に関する覚書案により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人の指図に従います。本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、議決権行使を行います。なお、信託管理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託管理人には、当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

信託銀行は「信託財産管理処分方針書」に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理及び処分を行います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所及び名古屋証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日（平成30年2月23日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である6,960円といたしました。これは、取締役会決議日直前のマーケットプライスであり、合理的であると判断しております。

なお、処分価額6,960円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均7,524円（円未満切捨）に対して92.50%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均7,697円（円未満切捨）に対して90.42%を乗じた額であり、あるいは同直近6か月間の終値平均6,930円（円未満切捨）に対して100.43%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、「株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の従業員に給付すると見込まれる株式数（1事業年度分）に相当するものであり、平成29年9月30日現在の発行済株式総数10,324,150株に対し0.06%（小数点第3位を四捨五入、平成29年9月30日現在の総議決権個数97,572個に対する割合0.07%）となりますが、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。加えて本自己株式処分は従業員の意欲や士気を高めるためのものであり、当社の企業価値向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
ラネット株式会社	愛知県名古屋市中区丸の内2-12-13	2,694	27.61	2,694	27.59
ピーピーエイチ フォー フィ デリティ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシ パル オール セクター サブ ポートフォリオ) (常任代理人) 株式会社三菱東京UFJ銀行	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2-7- 1)	824	8.45	824	8.44
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	538	5.52	538	5.51
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	343	3.52	343	3.52
ステート ストリートバン ク アンド トラスト カンパ ニー 505224 (常任代理人) 株式会社みずほ銀行	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都港区港南2-15-1)	309	3.17	309	3.17
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE HCR00 (常任代理人) 香港上海銀行	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3-11-1)	286	2.94	286	2.94
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人) モルガン・スタンレーMUFJ 証券株式会社	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都千代田区大手町1-9- 7)	260	2.67	260	2.67
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人) シティバンク、エヌ・エイ	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿6-27-30)	258	2.65	258	2.65
ピーピーエイチ ポストン フォー ノムラ ジャパン ス モラー キャピタライゼイ ション ファンド 620065 (常任代理人) 株式会社みずほ銀行	180 MAIDEN LANE, NEW YORK, NEW YORK 10038 U.S.A. (東京都港区港南2-15-1)	208	2.14	208	2.14
ゴールドマン・サックス・アン ド・カンパニー レギュラーア カウント (常任代理人) ゴールドマン・サックス証券株 式会社	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6-10-1)	179	1.84	179	1.84
計		5,904	60.52	5,904	60.48

(注) 1. 平成29年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 上記のほか当社所有の自己株式564,343株(平成29年9月30日現在)は割当後557,843株となります。

3. 所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第60期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日） 平成29年6月28日 東海財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第61期第1四半期（自平成29年4月1日 至平成29年6月30日） 平成29年8月10日 東海財務局長に提出

事業年度 第61期第2四半期（自平成29年7月1日 至平成29年9月30日） 平成29年11月10日 東海財務局長に提出

事業年度 第61期第3四半期（自平成29年10月1日 至平成29年12月31日） 平成30年2月9日 東海財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年2月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成29年6月28日に東海財務局長に提出

4【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類の補完情報】

上記参照書類である有価証券報告書（第60期事業年度）及び四半期報告書（第61期第1四半期、第2四半期及び第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成30年2月26日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成30年2月26日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もございません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。